

大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：一般事務３種（建築技術補助員） 建築課施設支援室】

令和７年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

１ 募集人数 １人程度

２ 募集職種 一般事務３種：建築技術補助員 建築課施設支援室

３ 業務内容

○市有施設の定期点検業務および各施設所管課への技術的支援

- (１) 建築基準法第 12 条に基づく市有施設の定期点検など（現場）
- (２) 施設所管課への技術的支援業務（修繕相談等）

○市有施設の包括管理業務に係る業務

- (１) 施設管理者等からの施設の不具合等の連絡受付および入力
- (２) 施設包括管理事業者への連絡調整および報告書等の確認
- (３) 施設の不具合等の現場確認

○その他上記業務に係る書類作成業務（執務室でのパソコン作業）

【業務内容の変更範囲】：なし

４ 募集対象

- (１) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント）の操作が行えること
- (２) 窓口や電話等における接遇対応業務に従事可能であること
- (３) 建築・機械設備・電気設備に係る業務経験を３年以上有すること（設計、施工、工事監督や監理など）
- (４) 現場において長時間の歩行、高所への登り降りを伴うため、身体の運動機能に問題が無いこと
- (５) 以下の資格が１つ以上あれば、尚可、一級建築士、二級建築士、建築設備検査員、特定建築物調査員資格、一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士、電気主任技術者

◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

５ 応募受付期間

令和 7 年 1 0 月 2 1 日（火）から令和 7 年 1 1 月 4 日（火）まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡または窓口までお越しください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）

②写真を貼付した履歴書

③資格を有している場合は、資格を取得していることを証明できる書類（免許証明書の写し、資格者証の写し等）

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市建設部建築課施設支援室 「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号：077-536-5601

住所：大津市御陵町3番1号 本館4階

7 選考日時及び選考会場

令和7年11月5日（水） 建築課施設支援室窓口へ午前10時00分までに集合

8 選考方法

面接試験（簡単な膝の曲げ伸ばし等の確認含む）

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、11月10日頃に可否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和7年12月1日から令和8年3月31日まで 採用後1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	■ 原則あり □ 原則なし （翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。）
勤務地	大津市御陵町3番1号 大津市役所本庁 建設部建築課施設支援室
勤務地変更の可能性	1 あり ➡（ ） ② なし
勤務日	週5日（月曜日～金曜日）（応相談）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 3日（任用期間・勤務条件に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	・週35時間勤務（1日7時間×週5日）9時～17時 休憩60分

基本給	週 3 5 時間勤務 月額 204,188 円 ～ 226,438 円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	通勤手当相当（片道 2km 以上の場合、上限月額 55,000 円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたすおそれがあるため、認められません。）
その他	・ 給与等支給日：当月 20 日 ・ 勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。